

建設業における労働災害防止等について

令和8年度 新宮労働基準監督署

- 1 はじめに
- 2 和歌山県における労働災害発生状況
- 3 労働災害事例
- 4 建設業における労働災害防止
- 5 労働安全衛生法の主な改正点
- 6 建設業における時間外労働の上限規制

和歌山県における労働災害発生状況

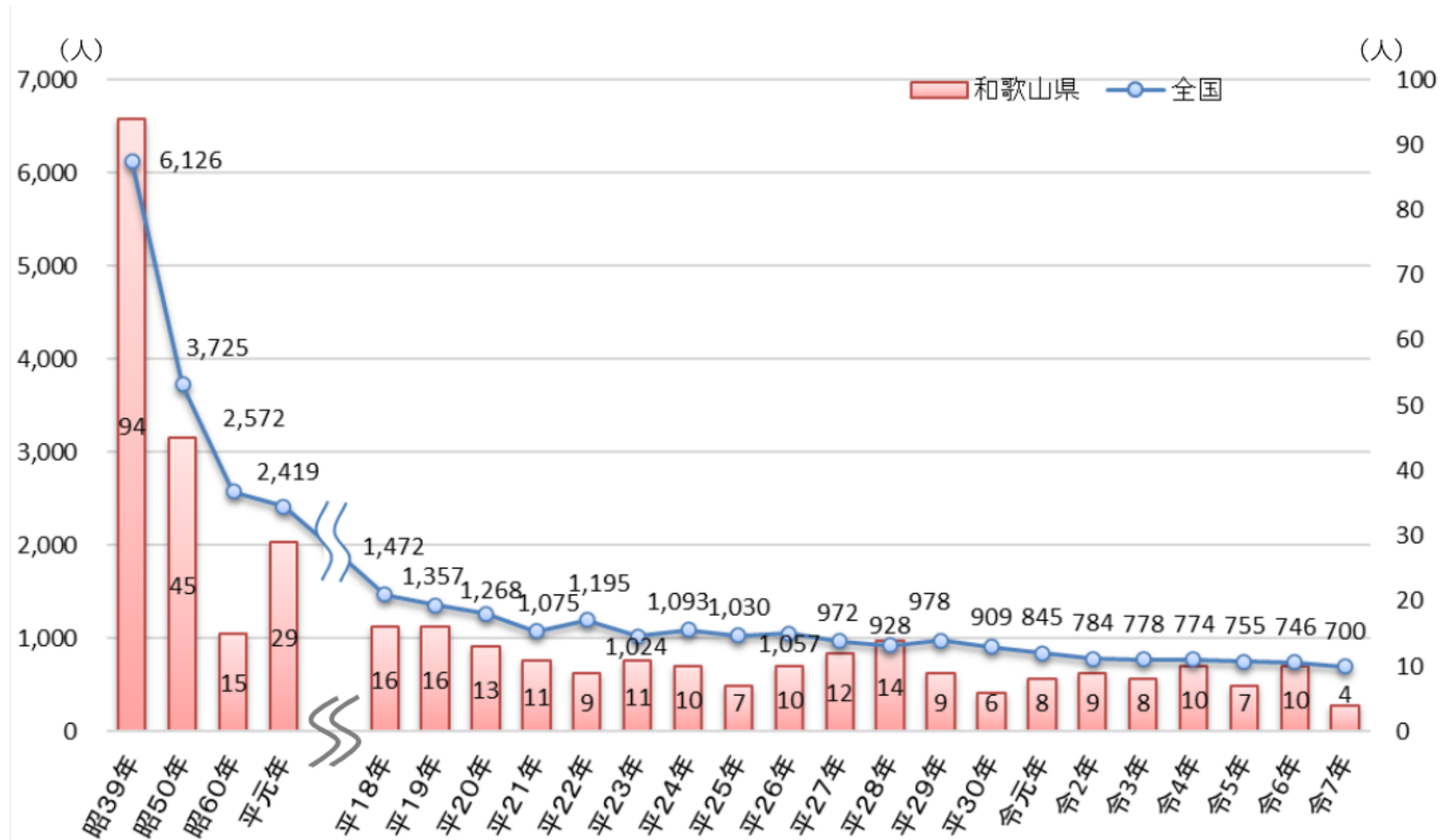


図1 死亡災害の推移

和歌山県における労働災害発生状況

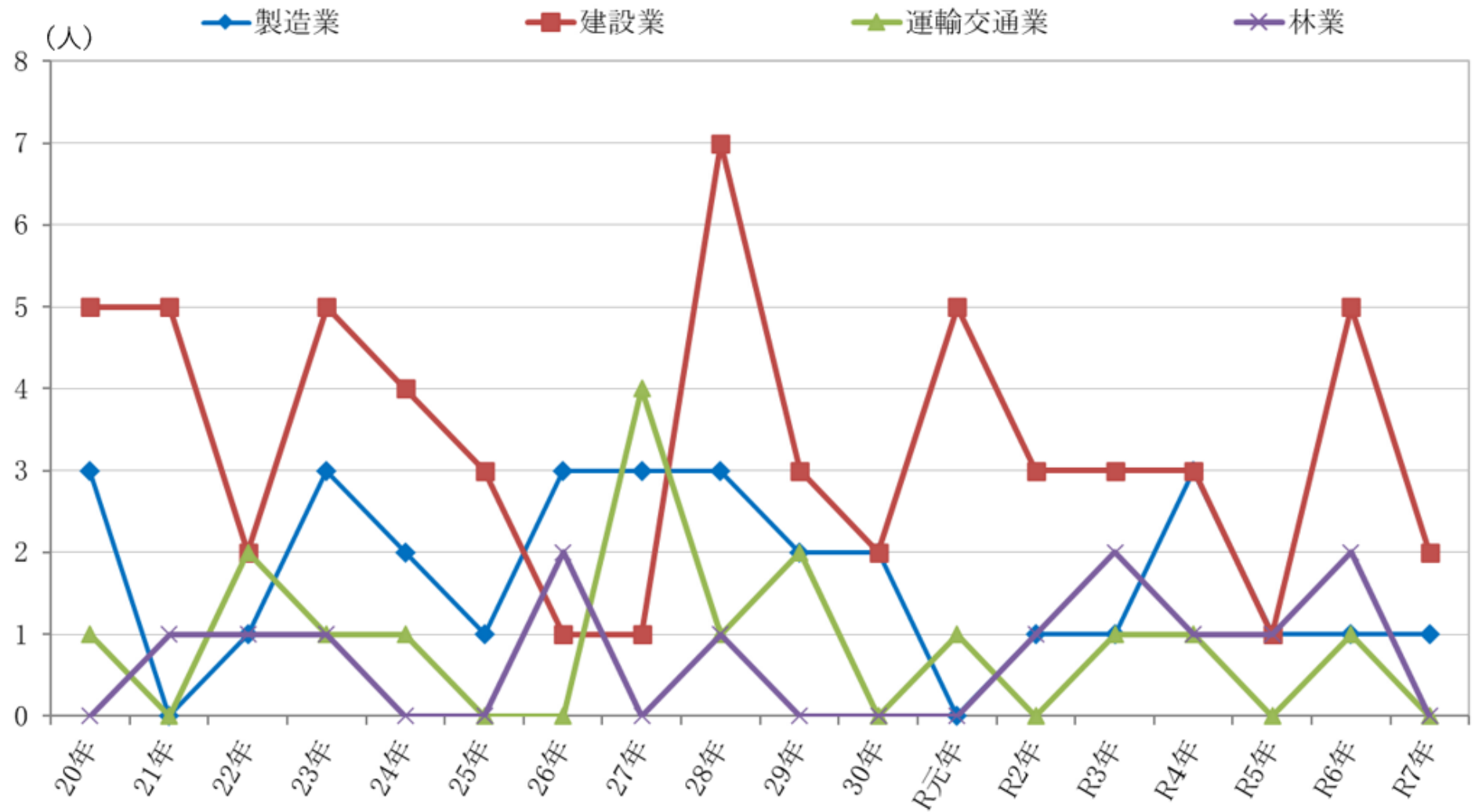


図2 主要業種別死亡災害の推移

和歌山県における労働災害発生状況

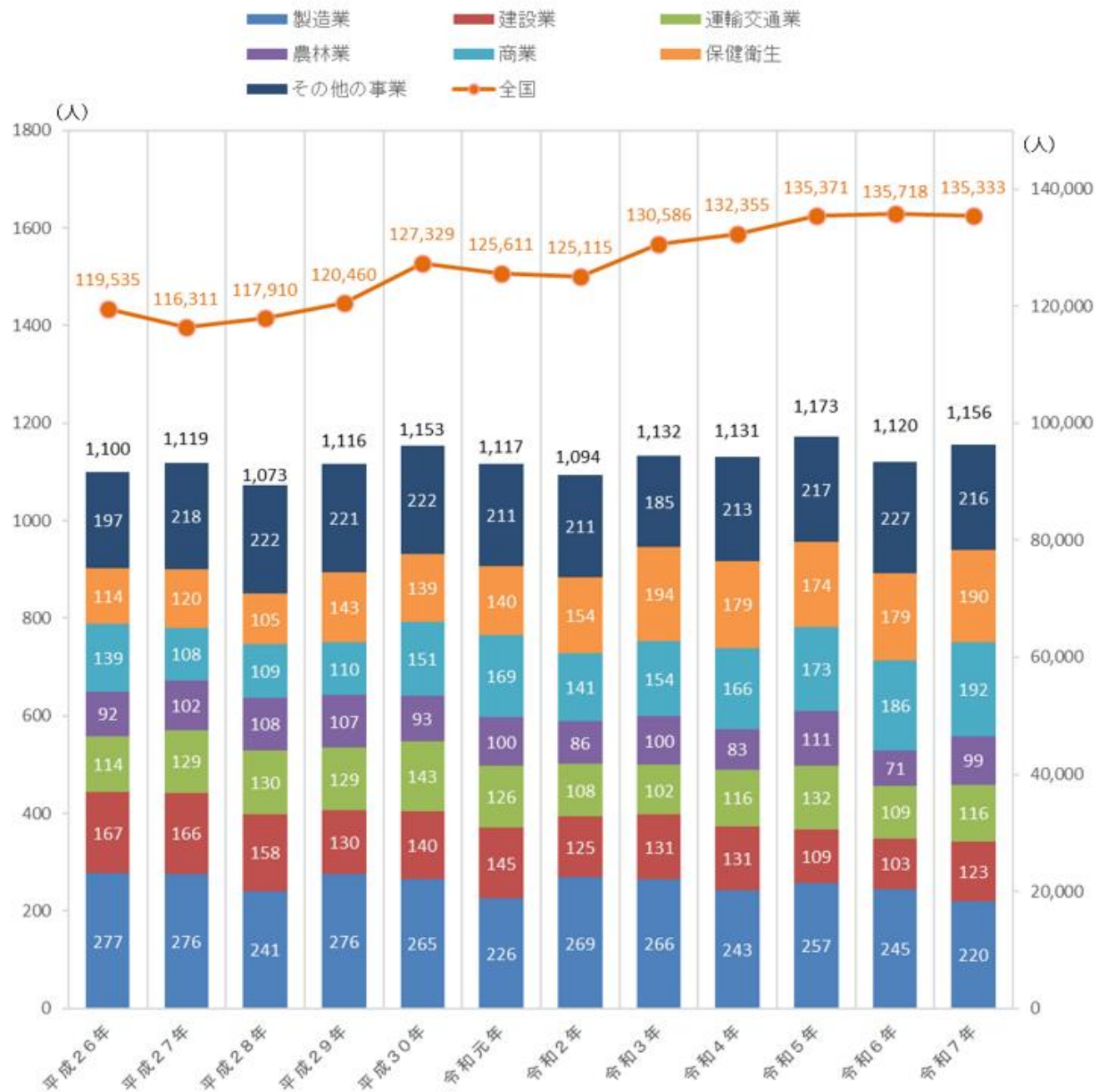


図3 主要業種別休業4日以上之死傷災害の推移

和歌山県における労働災害発生状況

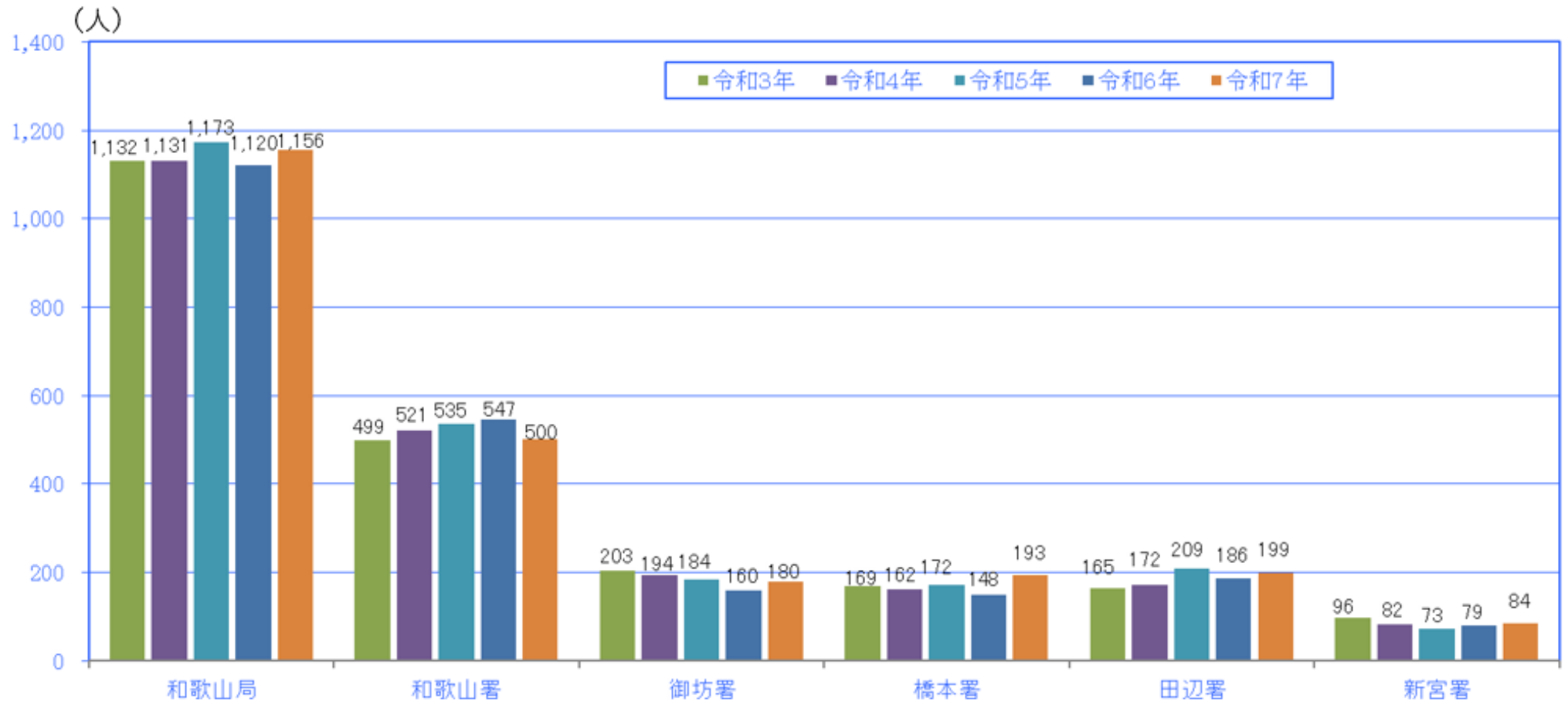


図6 労働基準監督署管内別休業4日以上之死傷災害の推移

和歌山県における労働災害発生状況

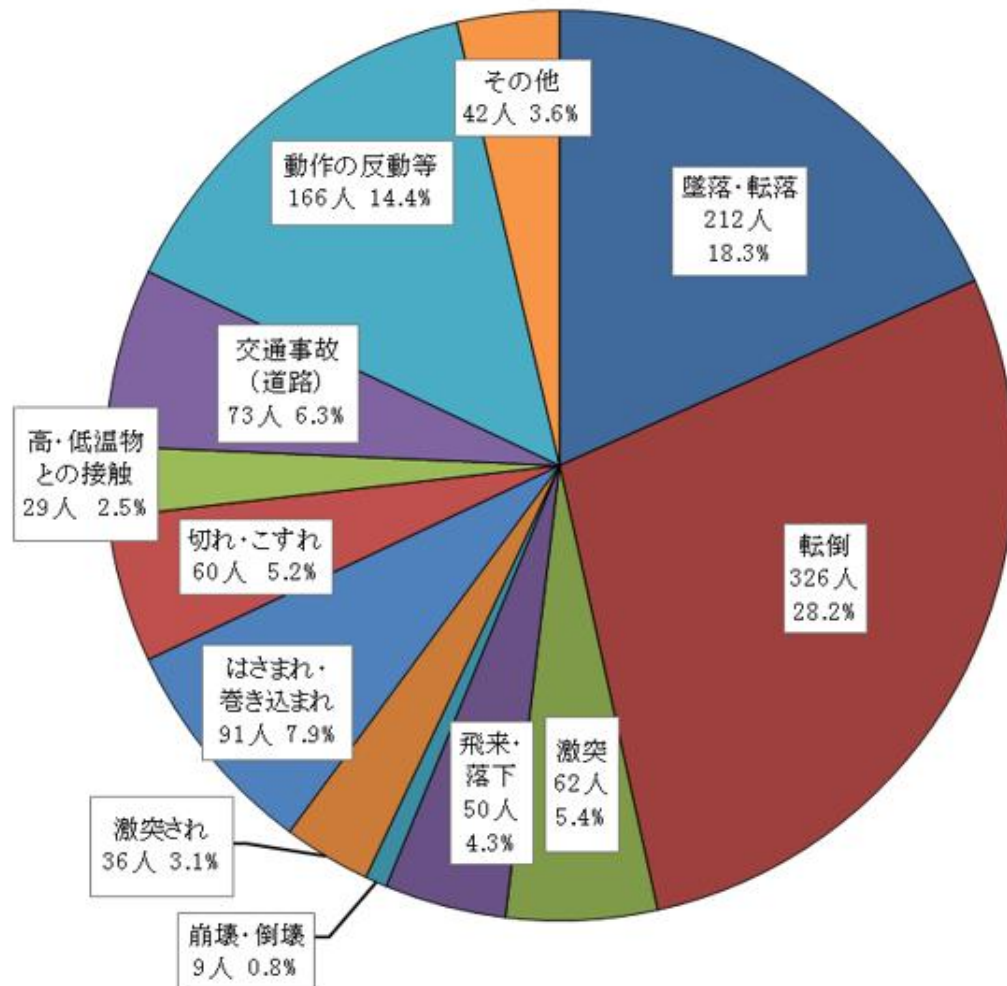


図8 事故の型別休業4日以上之死傷災害

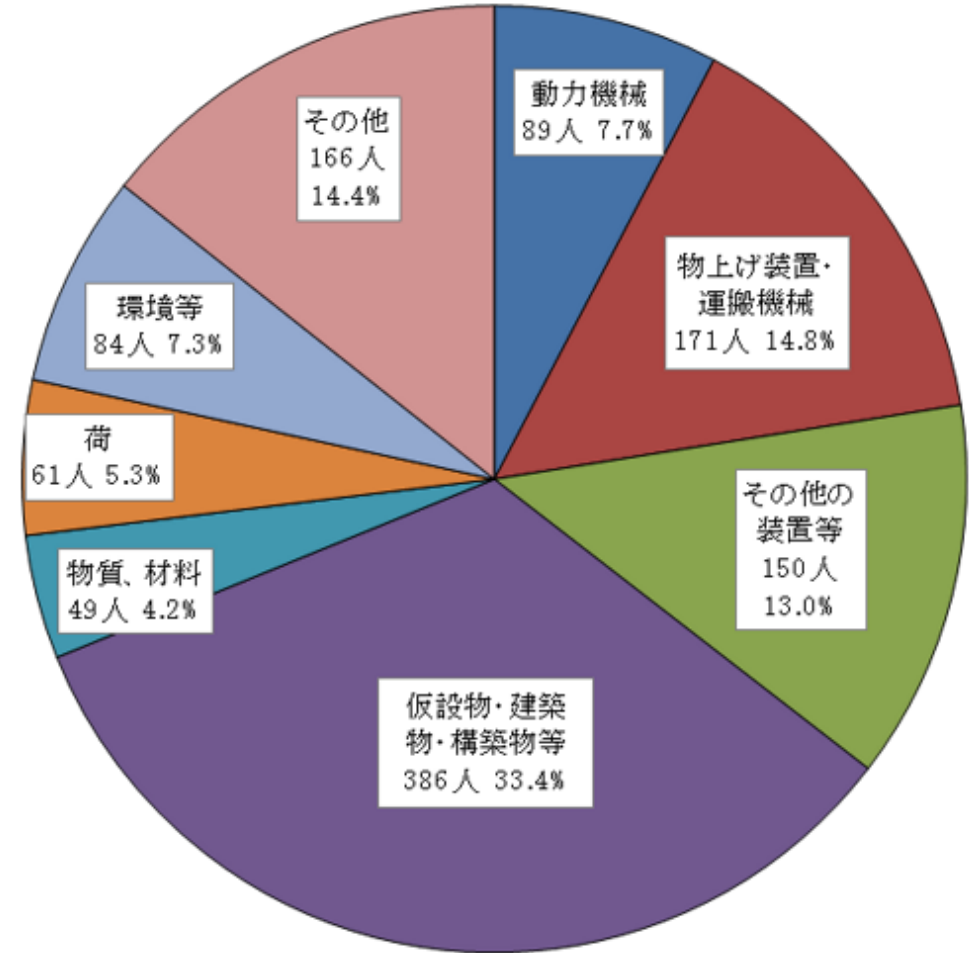


図9 起因物別休業4日以上之死傷災害

和歌山県における労働災害発生状況

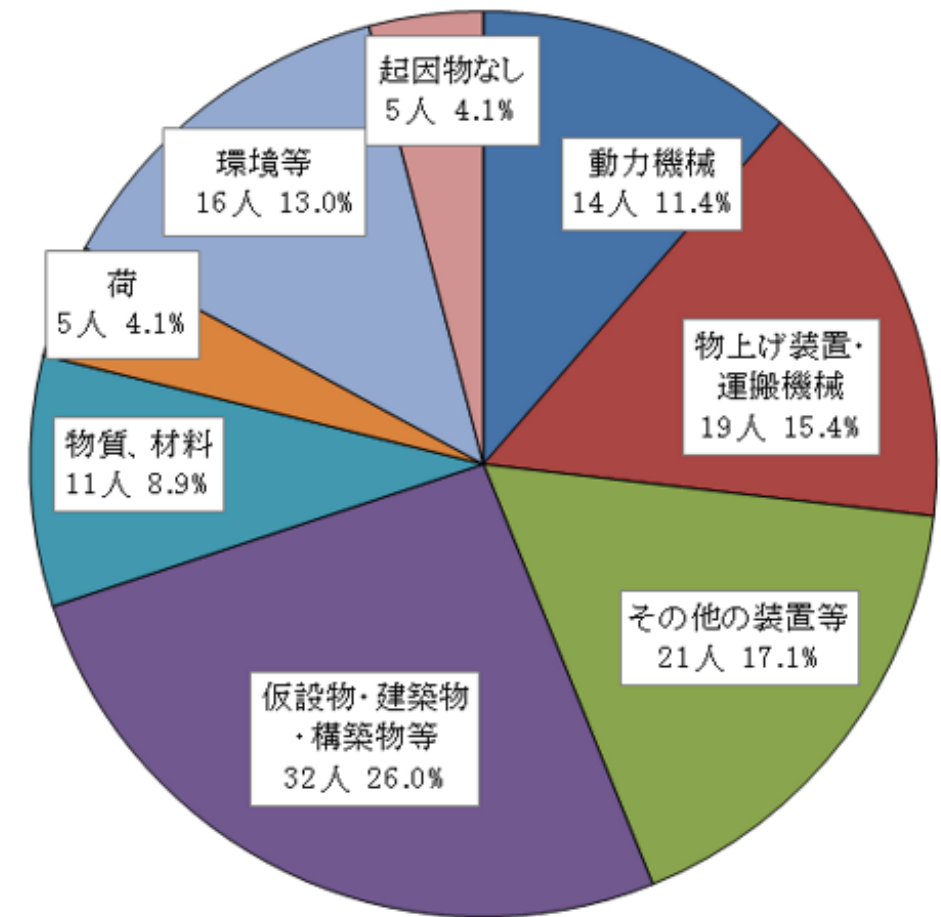
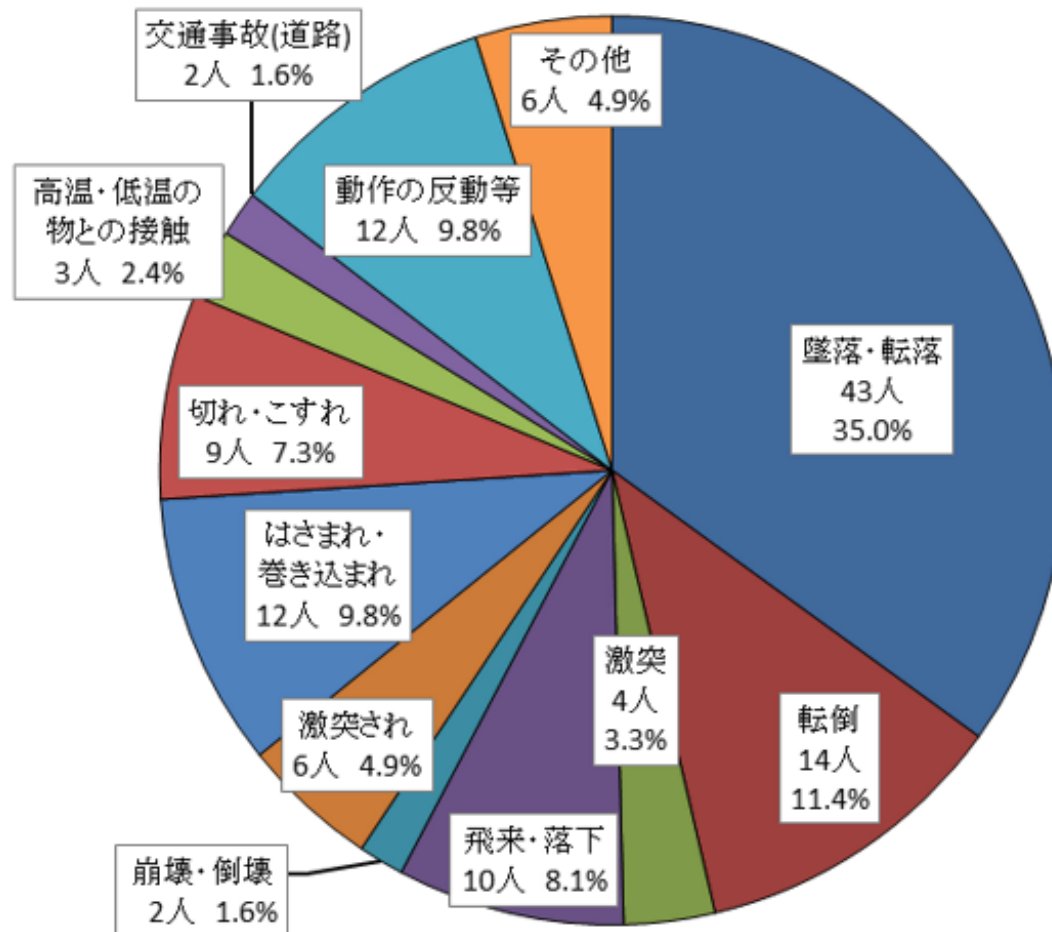


図12 事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業） 図13 起因物別休業4日以上之死傷災害（建設業）

和歌山県における労働災害発生状況

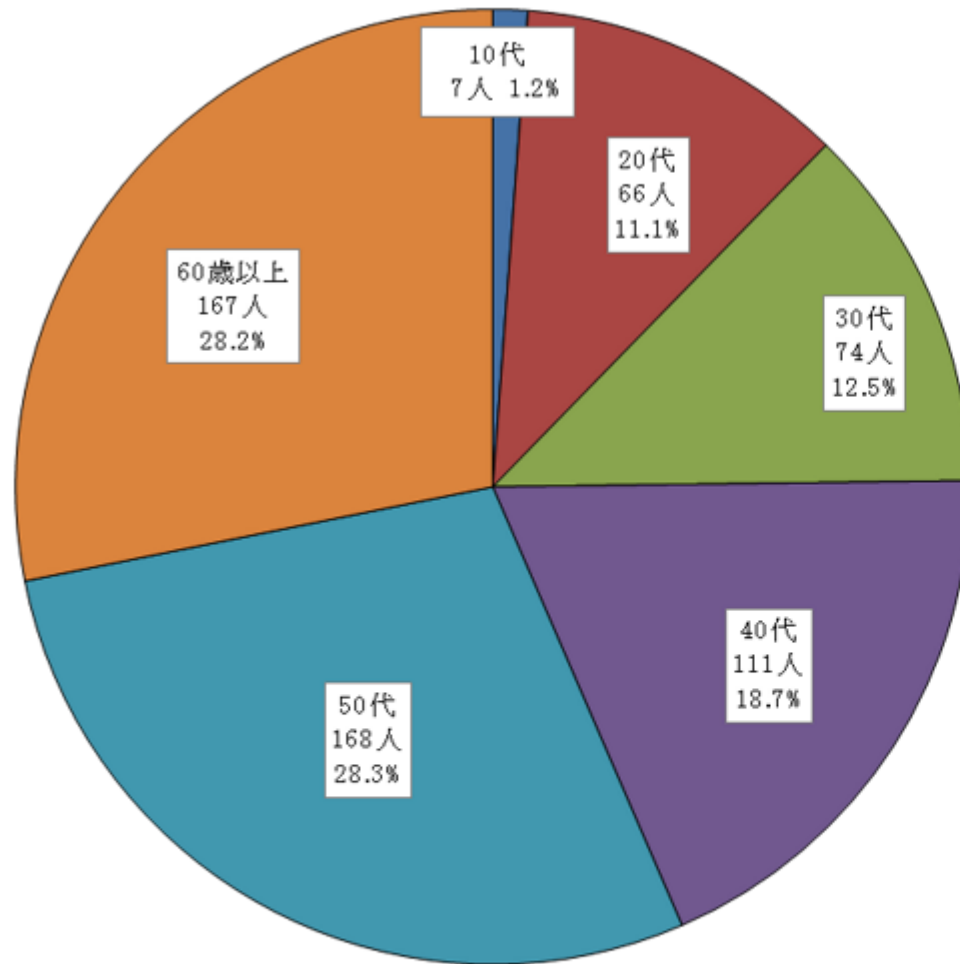


図22 年齢別死亡災害発生状況
(平成元年～令和7年)

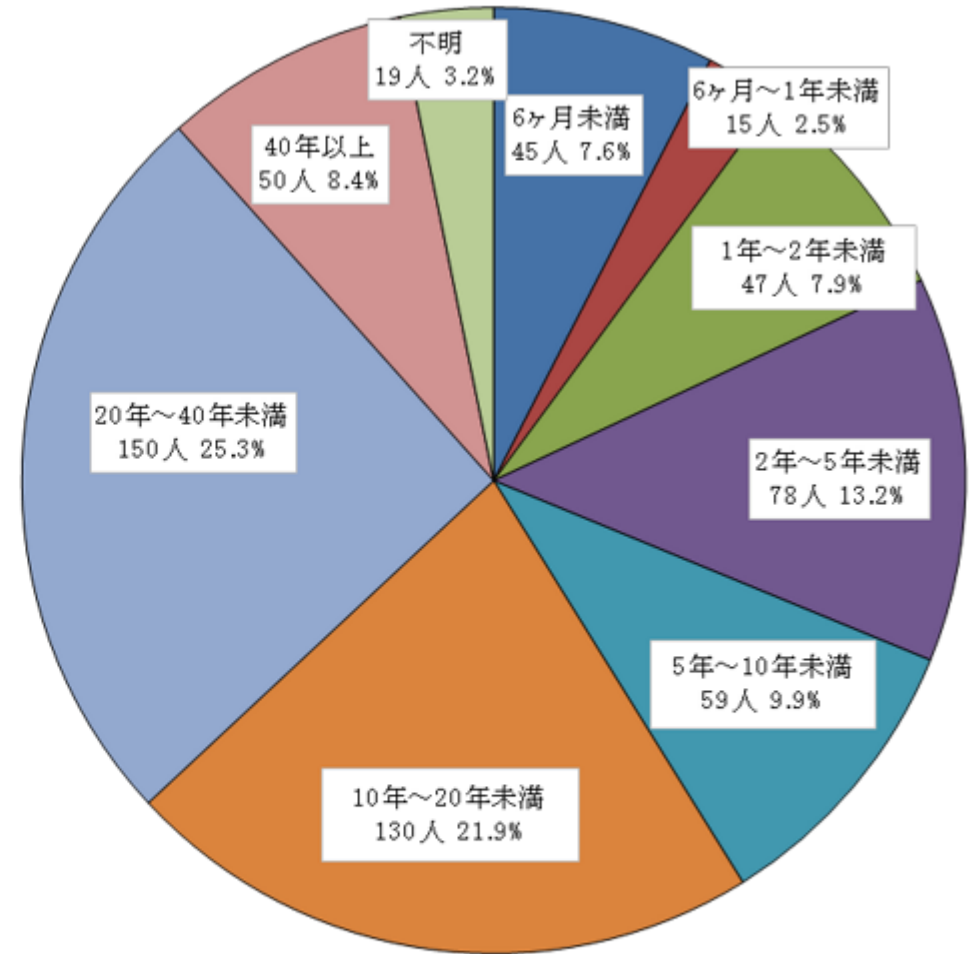


図23 経験年数別死亡災害発生状況
(平成元年～令和7年)

和歌山県における労働災害発生状況

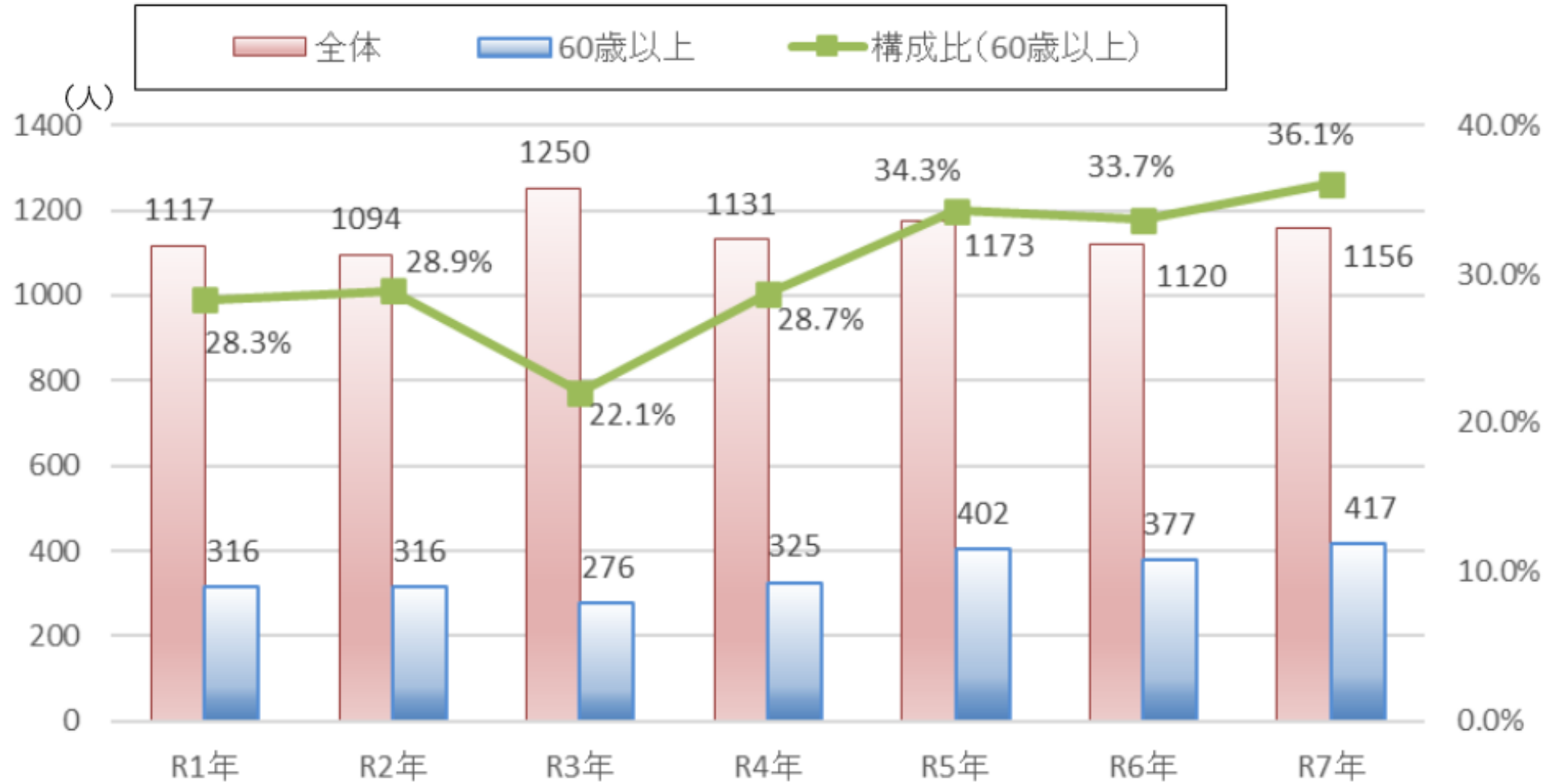


図31 休業4日以上之死傷災害発生状況の推移（県内）

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

鋼橋上部工建設工事において、つり足場上で橋桁の塗装作業中、作業者が水中に墜落し溺死



労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

発生状況

この災害は、橋梁整備工事の上部工さび止めの塗装工事中に川に墜落し、水死したものである。

工事は、長さ305.8m、幅15.3mの鋼橋建設工事で、すでに5基の橋脚は完成し、その上部工において、3次下請Z

社が橋梁のさび止めの塗装工事を請け負っていた。橋桁の架設は、橋脚P1～P3まで終了し、つり足場および安全ネットが設置され、橋の上部中央には手すり付の架設通路も設置されていた。しかし、P3橋脚から先は架設済の橋桁が4m程突き出ており、つり足場は、架設済みであったが、安全ネットは、未設置であった。

災害発生当日、P3の先端部も含め橋桁のボルト接合部にさび止め塗料を塗る作業を行っていた。橋桁は、6本の主桁から構成されており、その間につり足場が上下2段に設置され、作業床の幅は50cmであった。

作業は被災者が橋桁中央の上流側の桁面、同僚は下流側を分担しペアで実施していた。被災者は、災害直前、安全ネットが設置してあるP2付近で作業していたが、被災者の大声を聞いた同僚がネットの無いP3橋脚付近の水面上で被災者を発見した。被災者は、橋の先端部からつり足場に下りる時か、またはつり足場上で強風に煽られ、川に墜落、溺死したものと推定される。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 P3橋脚の先端部の場所での作業の実施が予定されていたが、この個所はつり足場のみで安全ネットが張られていなかったこと
- 2 被災者は、安全帯を使用していなかったこと
この現場では、被災者も含め全員が安全帯を着用していた。また、安全帯の取り付け設備としては、主桁上には親綱が張っており、さらに主桁間には単管が配置されていたのでフックをかけることは可能であった。
- 3 昇降設備は、橋桁の下流側に3カ所あったが、配置位置が不適切であったこと
作業者は、仮設通路からつり足場上へ単管等を伝って昇降が常態となっており、その際墜落した可能性がある。
- 4 当日は風が強かったこと
被災者が移動中、強い風に煽られ、身体のバランスを崩したことが推測される。
- 5 救助の浮輪が墜落場所の近くに用意されていなかったため救助に間に合わなかったこと
なお、浮輪は、仮設の工事機材保管室に1個用意されていたが、塗装工事の作業者にはその事を知らされておらず、役立てられなかった。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

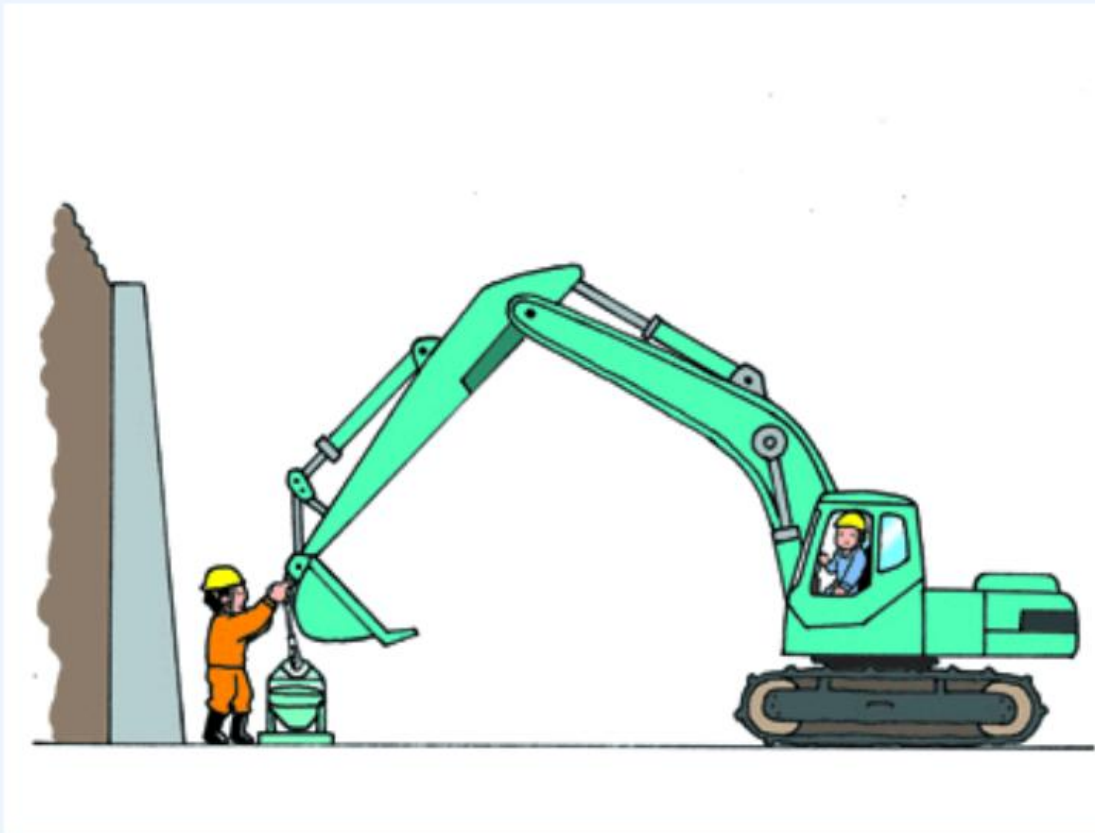
対策

同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 1 つり足場の作業床を隙間のないようにすること
困難なときは、つり足場の下には安全ネットを隙間無く全面に張る。
- 2 高所での作業においては、事業者は、常に作業状況を監視し、安全帯の使用を徹底させ、不使用の場合には厳重に注意をすること
- 3 安全作業打ち合わせ等において、非常時を想定し、救助用の浮輪等の緊急救助設備を直ちに使用できる場所に設置するよう検討し、実施すること
- 4 使用しやすい場所に昇降設備を設置すること
昇降設備の配置計画については、作業者の移動距離等を最短にするなど配置を十分に配慮し、また安全な昇降ができるような設備を設置する。
- 5 強風が予想されるときの高所作業は作業を中止すること
とくに法規で定める風速以下であっても寒期は体感温度が低下するので不安全な作業行動に陥り易いことに配慮する必要がある。
- 6 元請事業者は下請事業者を含む安全管理体制を確立し、現場を定期的に巡視するなど安全管理を徹底すること

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

ドラグ・ショベルのバケットと壁との間にはさまれ、死亡



労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

発生状況

この災害は、道路拡幅工事現場において、ドラグ・ショベルのバケットにコンクリート打設用バケットをつるす作業中に発生したものである。

災害発生当日の作業は、護岸コンクリート擁壁部分のコンクリート打設であり、午前中は作業員数名で、コンクリート打設のための型枠の組み立て作業を行った。

午後は、現場にはドラグ・ショベルの運転者Aと作業員Bの2人の作業員のみが残り、型枠へのコンクリート打設を行うことにした。型枠にコンクリートを打設するため、Bはドラグ・ショベルにコンクリート打設用バケットをつるす準備作業を開始した。

このとき、Aはドラグ・ショベルの運転席でBの作業状況を見ていたが、視界を確保しようと運転席から左手を使って運転席ドアを開けようとし、手を伸ばしたところ、腕がアーム操作レバーに触れ、ドラグ・ショベルのアームが動きバケットが前方に動いた。このため、ドラグ・ショベルのバケットと既設コンクリートブロック擁壁との間の狭い場所で作業をしていたBが、ドラグ・ショベルのバケット背面と擁壁との間にはさまれ、死亡した。

コンクリート打設用バケットの移動は、移動式クレーンを手配して行うことなく、現場にあるドラグ・ショベルを使用して作業する工事計画となっており、このドラグ・ショベルには、つり上げ機能は付いていなかった。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

原因

この災害の原因として、次のようなことが考えられる。

1 ドラグ・ショベルを主たる用途以外の用途に使用したこと

作業の性質上やむを得ないかどうか、また、安全な作業を遂行できるかどうかを事前に検討しないで、安易にドラグ・ショベルを主たる用途以外に使用した。

2 ドラグ・ショベルの運転者がレバーロック装置を使用しないで、ドアを開けようと腕を動かしたこと

ドラグ・ショベルを運転していたAは、アーム先端のバケット近くでBが作業していることを認識していながら、レバーロック装置を使用せずに腕を動かしたため、操作レバーに振れ、アームを動かしてしまった。

3 ドラグ・ショベルの可動範囲内の狭隘な場所で作業を行ったこと

Bは、ドラグ・ショベルの可動範囲内の、既設コンクリートブロック擁壁とドラグ・ショベルのバケットとの間の狭い場所で作業を行っていた。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

対策

同種災害防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 事前に安全に配慮した適切な工事計画を作成すること

荷のつり上げ、移動等は移動式クレーンやつり上げ機能付きドラグ・ショベル等を使用して行い、これらの機能のないドラグ・ショベルによりこれらの用途外使用は行わない工事計画とする。

2 ドラグ・ショベルの運転者に対し安全教育を実施すること

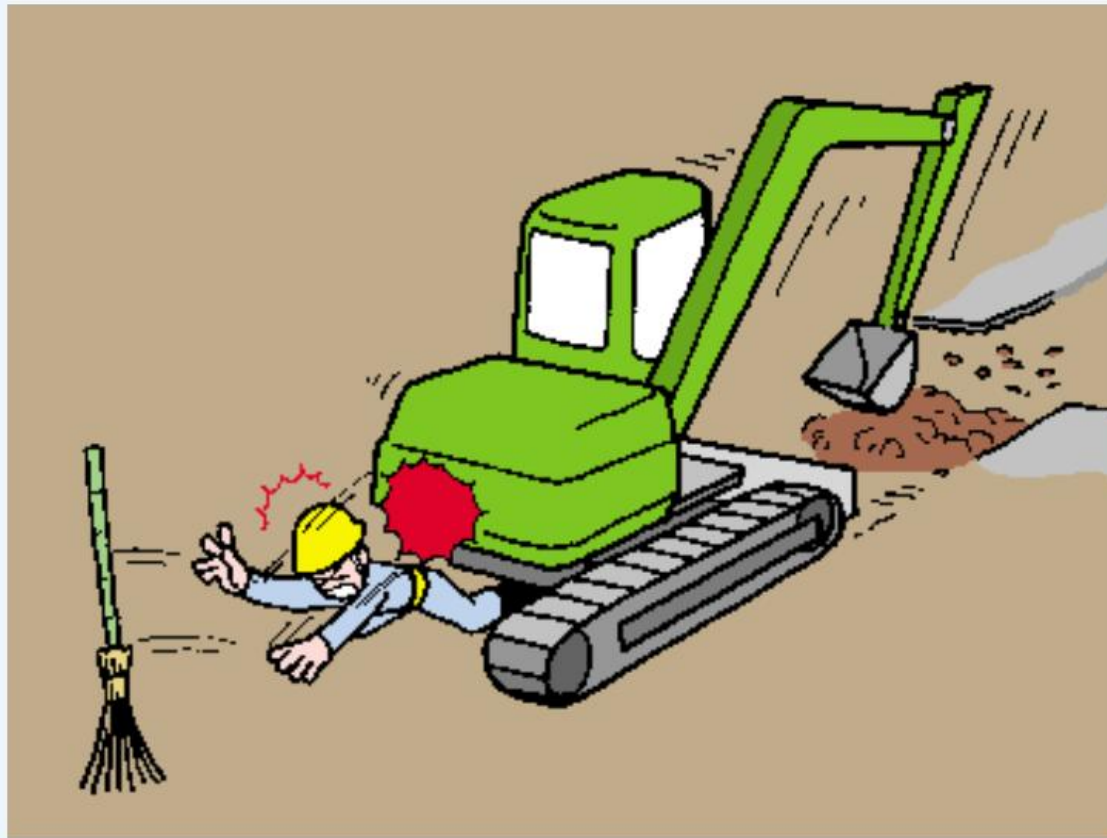
ドラグ・ショベルの運転操作を休止する時は、操作レバーロック装置を使用するように安全教育を徹底する。なお、つり上げ機能付き車両系建設機械を使用する場合は、運転者には車両系建設機械の運転資格と移動式クレーンの運転資格を共に所有する者に運転させる必要がある。

3 ドラグ・ショベルの可動範囲内の狭隘な場所で作業を行わせないこと

ドラグ・ショベルの運転者の可動範囲内で視界の陰になる狭隘な場所で作業を行わせないようにする。このような場所での作業を避けることができない場合には、合図者を配置して、合図者に従ってドラグ・ショベルを運転させるようにする。また、狭隘な場所に作業者がいるときは、動力を切るか、レバーをロックしてドラグ・ショベルが動き出さないようにさせることが重要である。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

溝の埋戻しのため、後進してきたドラグ・ショベルに激突



労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

発生状況

この災害は排水管、電線管等埋設工事において、ドラグ・ショベルを使用して敷設した電線管の埋め戻し作業中、清掃作業をしていた作業者が、突然後退してきたドラグ・ショベルに激突されたものである。

災害発生当日、午前8時より元請が主催する朝礼が実施され、作業現場ごとに現場責任者が当日の作業内容と注意事項を指示した。

被災者たちの当日の作業は、すでに掘削された南北方向の掘削溝から西方向に2本の溝を掘削し、電線管を敷設して埋め戻すというものであった。

作業は午前8時30分頃より開始され、被災者は同僚と2人でドラグ・ショベルのオペレーターの「手元(てもと)」として作業を行っていた。

午前11時55分頃、2本目に掘削した場所の電線管の敷設が終了したので、ドラグ・ショベルのオペレーターは、ドラグ・ショベルの排土板を使って埋め戻し作業を行うため、ドラグ・ショベルを一旦後退させたところ、その近くで「竹ぼうき」を使用して散乱した土を掃いていた被災者にドラグ・ショベルが激突した。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

原因

この災害は、電線管埋設工事において、敷設を終了した電線管をドラグ・ショベルを使用して埋め戻し作業中、近くで清掃作業をしていた作業者が、突然後退してきたドラグ・ショベルに激突されたものであるが、その原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを使用して掘削、埋め戻し作業を行うに際して、ドラグ・ショベルに接触する危険のある作業範囲内に作業者を立ち入らせたこと
- 2 ドラグ・ショベルを使用して掘削、埋め戻し作業を行うのに、誘導者を配置して、ドラグ・ショベルの移動などの誘導をさせなかったこと
- 3 ドラグ・ショベルのオペレータが、周囲で作業する他の作業者の状況などを十分に確認することなく、ドラグ・ショベルを突然後進させたこと
- 4 現場の作業状況に対応した具体的な災害防止対策などについて関係請負人に対する指導など元請の統括安全管理が不十分であったこと。

労働災害事例（出典：職場のあんぜんサイト）

対策

この災害は、建設機械を使用しての作業中に発生したものであるが、同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所にバリケード、立入禁止用トラロープ等により立入禁止区域を明瞭にし、作業者の立ち入りを禁止すること

なお、車両系建設機械を用いて作業を行うときに立入禁止区域を定めることが困難な場合は、誘導者を配置し、誘導者に建設機械を誘導させること

2 車両系建設機械を用いて作業を行う際には、運転者は周辺の安全を十分に確認した上で運転すること

3 作業計画を作成し現場巡視等を通じ、安全管理を実施させるとともに、車両系建設機械を使用する作業についての危険性の認識を高めるための安全衛生教育を実施する必要があること。

建設業における労働災害防止（足場）

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

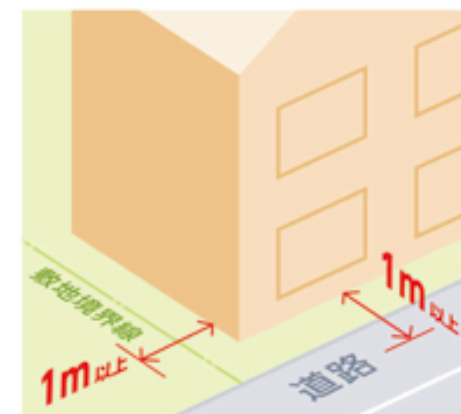
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

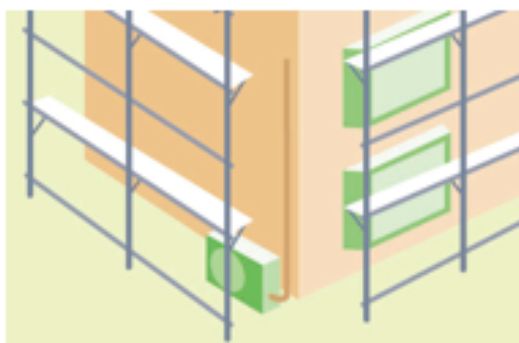
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



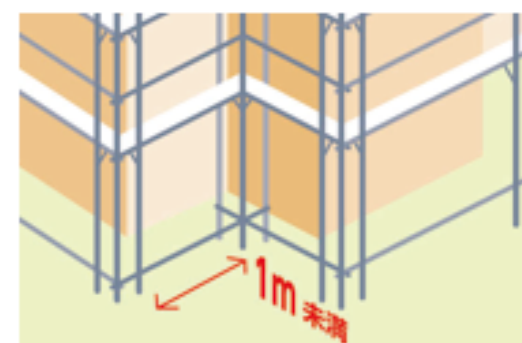
建設業における労働災害防止（足場）

● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

建設業における労働災害防止（墜落制止用器具）

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

建設業における労働災害防止（墜落制止用器具）

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

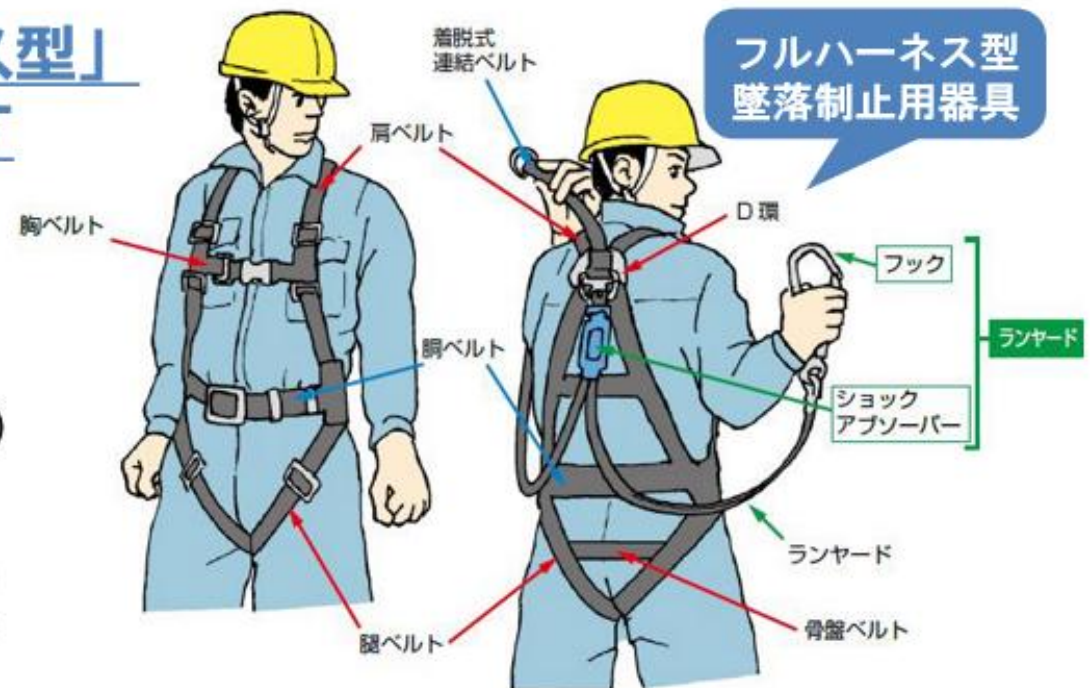
墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものをを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）



建設業における労働災害防止（墜落制止用器具）

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが**6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

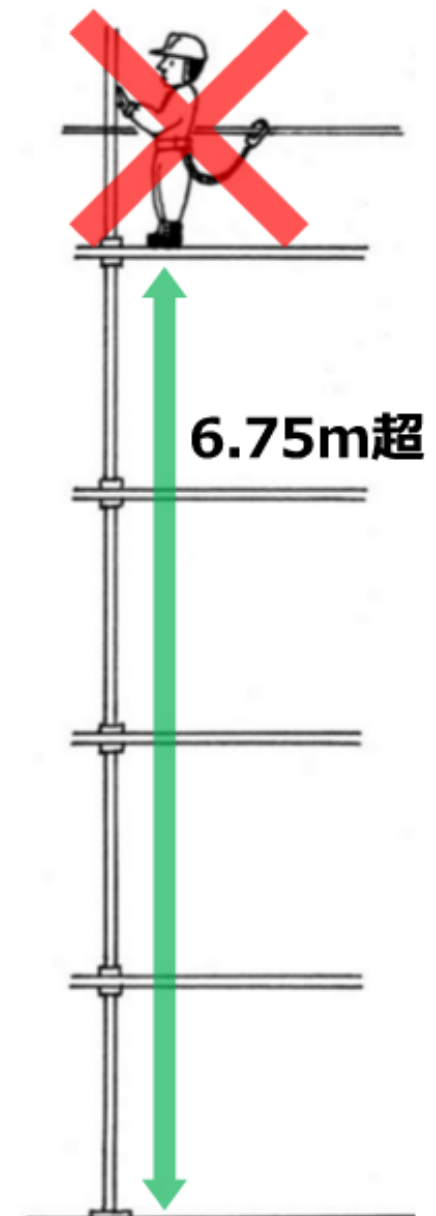
※ 一般的な建設作業の場合は**5 mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2 m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



建設業における労働災害防止（はしご）

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日

天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

はしごや階段からの
転落・転倒の事故を防ぎましょう！

建設業における労働災害防止（脚立）

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日 天気（晴・曇・雨・雪）

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
（3段目以下がよりよい）
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



建設業における労働災害防止（転倒）

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

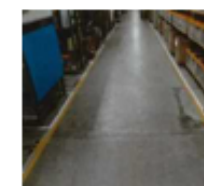
- ❑ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 **(27%)**
➤ **転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入 (★)
- ❑  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 **(16%)**
➤ **バックヤード等も含めた整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底
- ❑  通路等の凹凸につまずいて転倒 **(10%)**
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**
- ❑  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➤ 適切な通路の設定
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ❑  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➤ 設備、什器等の角の「見える化」
- ❑  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



建設業における労働災害防止（転倒）

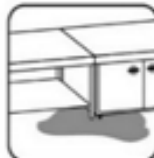
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  **凍結した通路等で滑って転倒（25%）**
➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）



- ☐  **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）**
➤水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）



- ☐  **水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）**
➤滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤**防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤隣接エリアまで濡れないよう処置



- ☐  **雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）**
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場
安全衛生サポート事業

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

建設業における労働災害防止（熱中症）

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

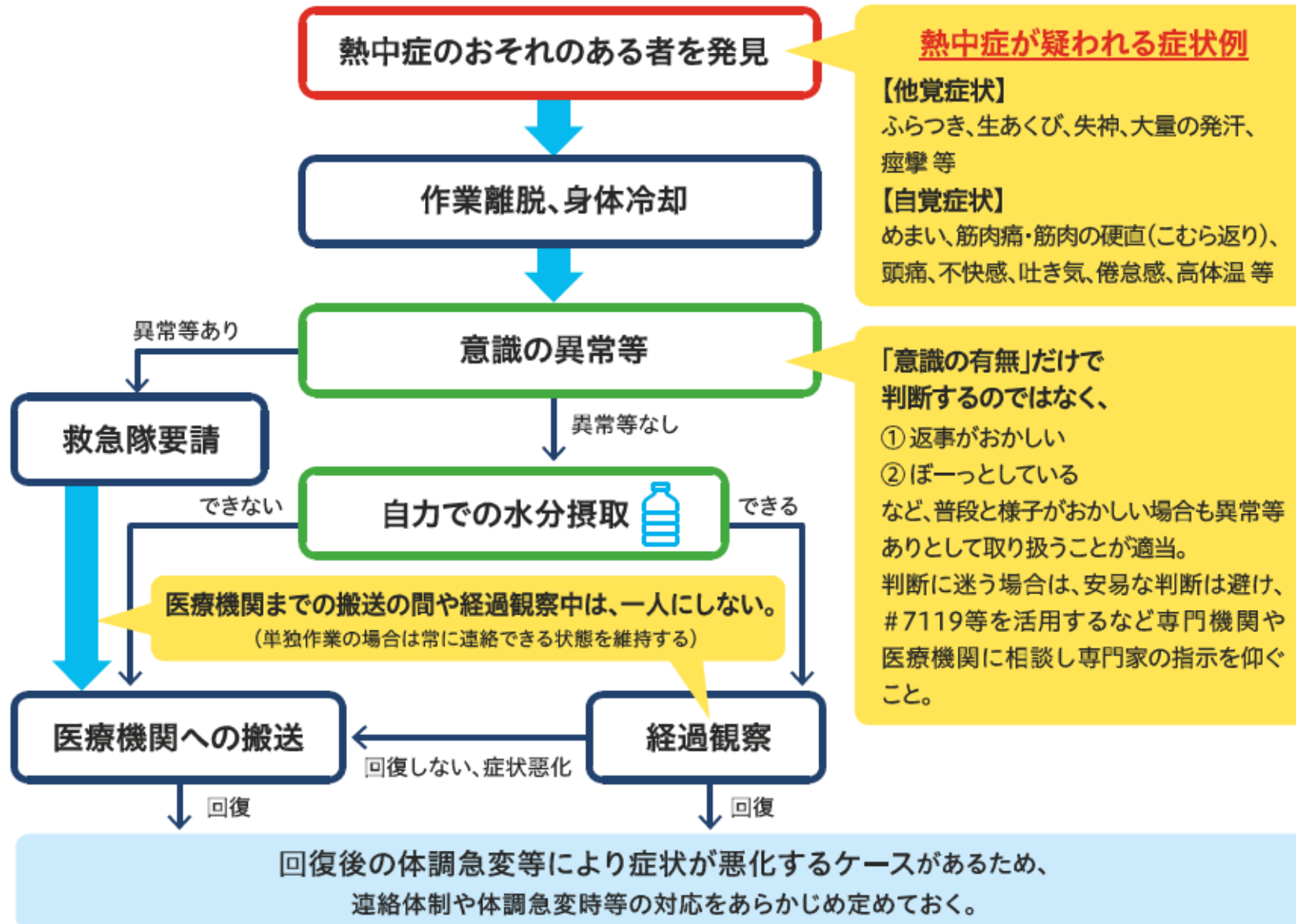
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

建設業における労働災害防止（熱中症）

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

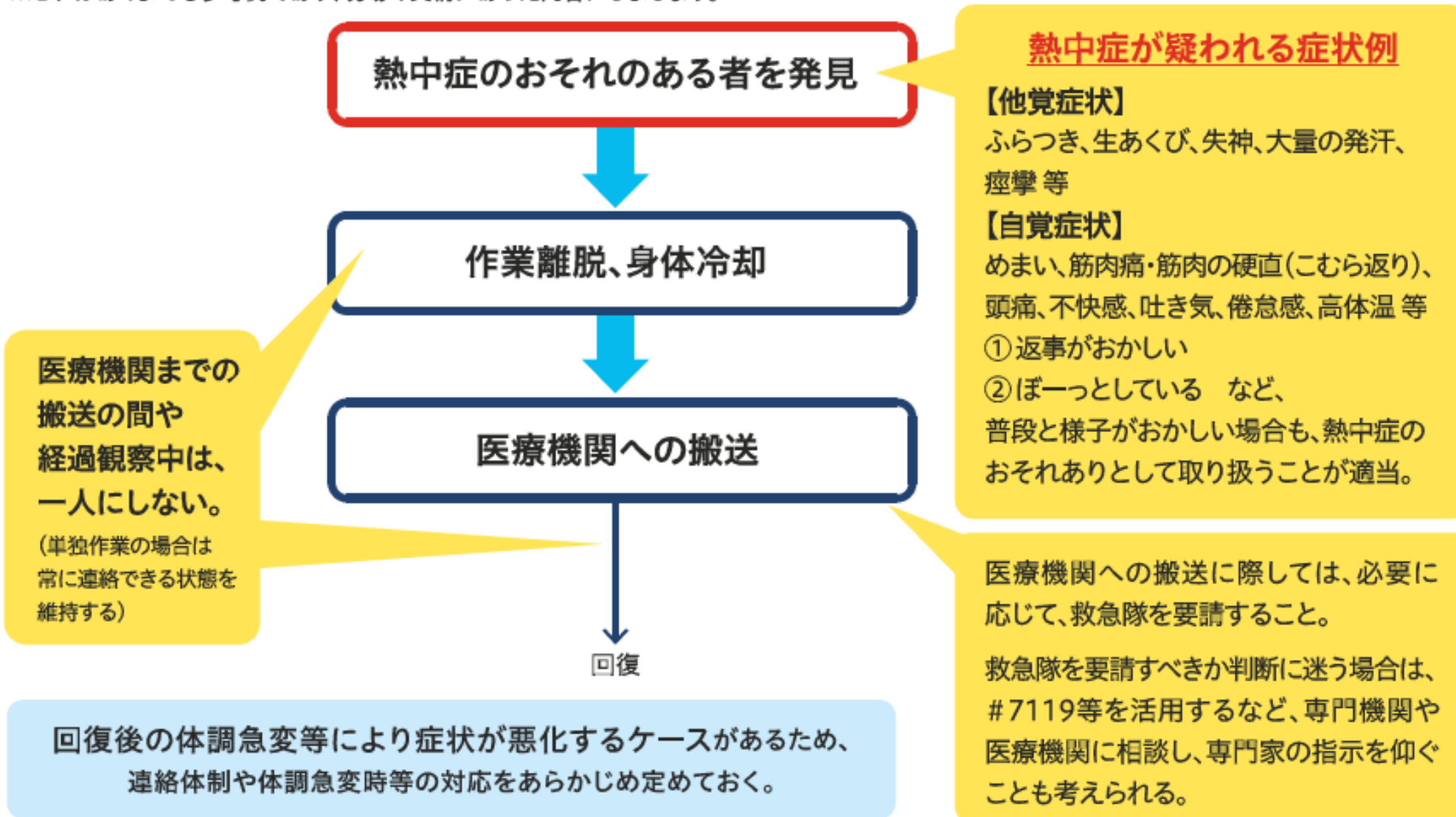
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



建設業における労働災害防止（熱中症）

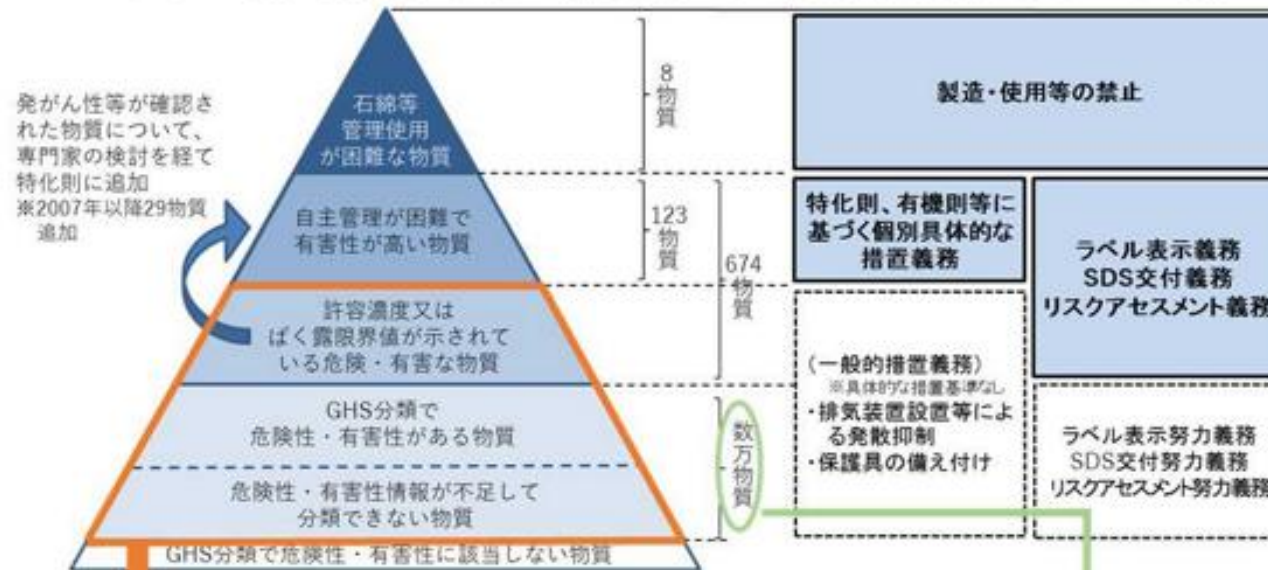
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

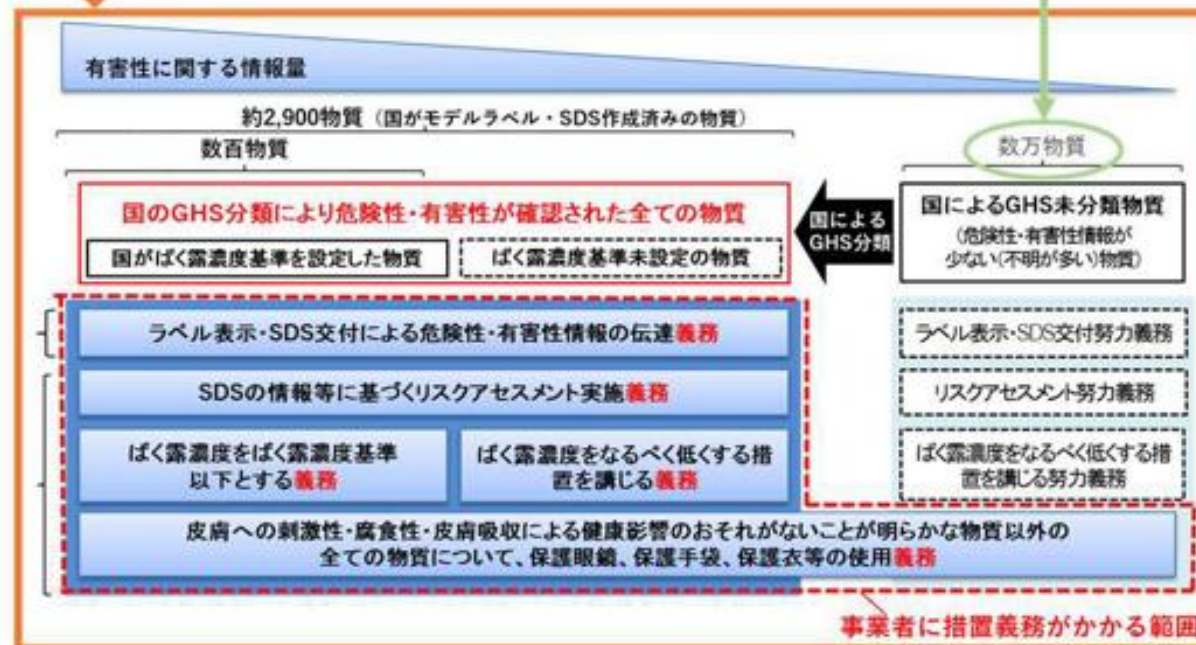


建設業における労働災害防止（化学物質）

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



建設業における労働災害防止（化学物質）

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

建設業における労働災害防止（荷役作業）

1

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

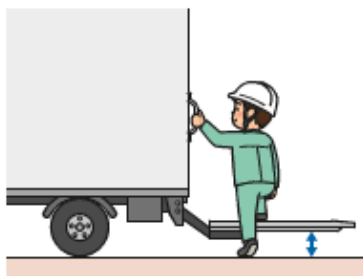
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

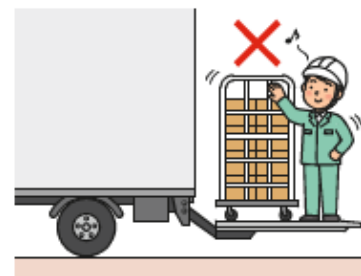
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

建設業における労働災害防止（荷役作業）

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

建設業における労働災害防止（荷役作業）

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

労働安全衛生法の主な改正点

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

労働安全衛生法の主な改正点

(3)業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4)個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

労働安全衛生法の主な改正点

労働者数50人未満の事業者も

**ストレスチェック
が義務になります！**



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。



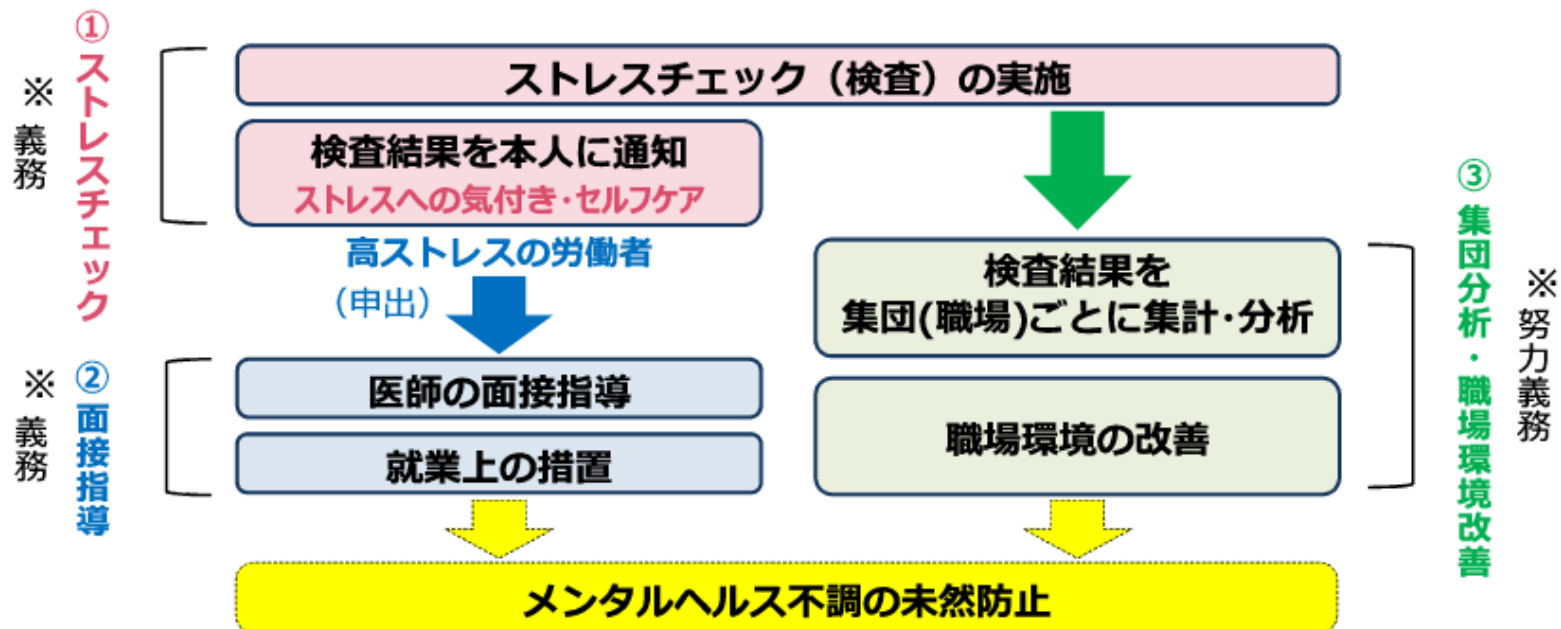
労働安全衛生法の主な改正点

0 ストレスチェック制度とは

マニュアルP3～6

★ ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止です。メンタルヘルス不調者の発見ではありません。

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげます。



労働安全衛生法の主な改正点

ストレスチェック制度に取り組む意義

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたび、メンタルヘルス不調になってしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった、持続的な経営につながります。特に人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題に位置付けて**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



労働安全衛生法の主な改正点

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版(スタートガイド)**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

事業者の皆さまへ

エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

概要

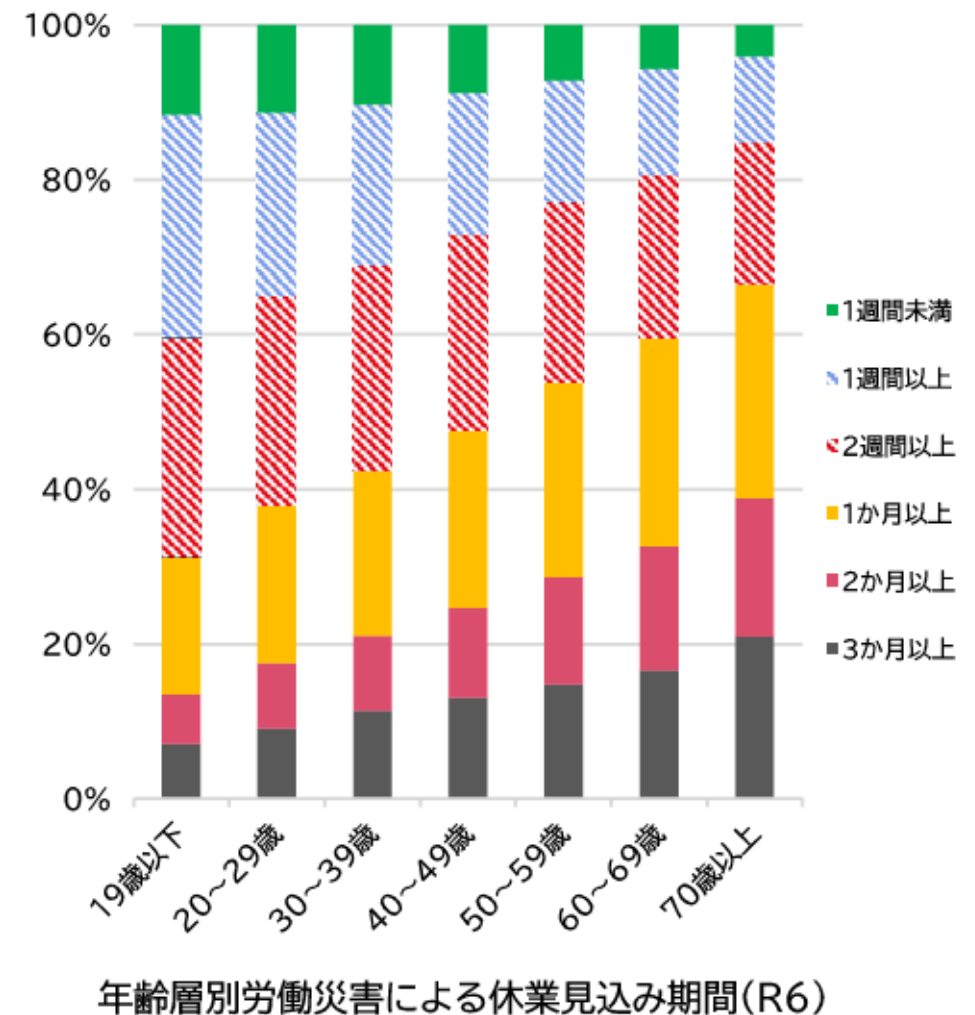
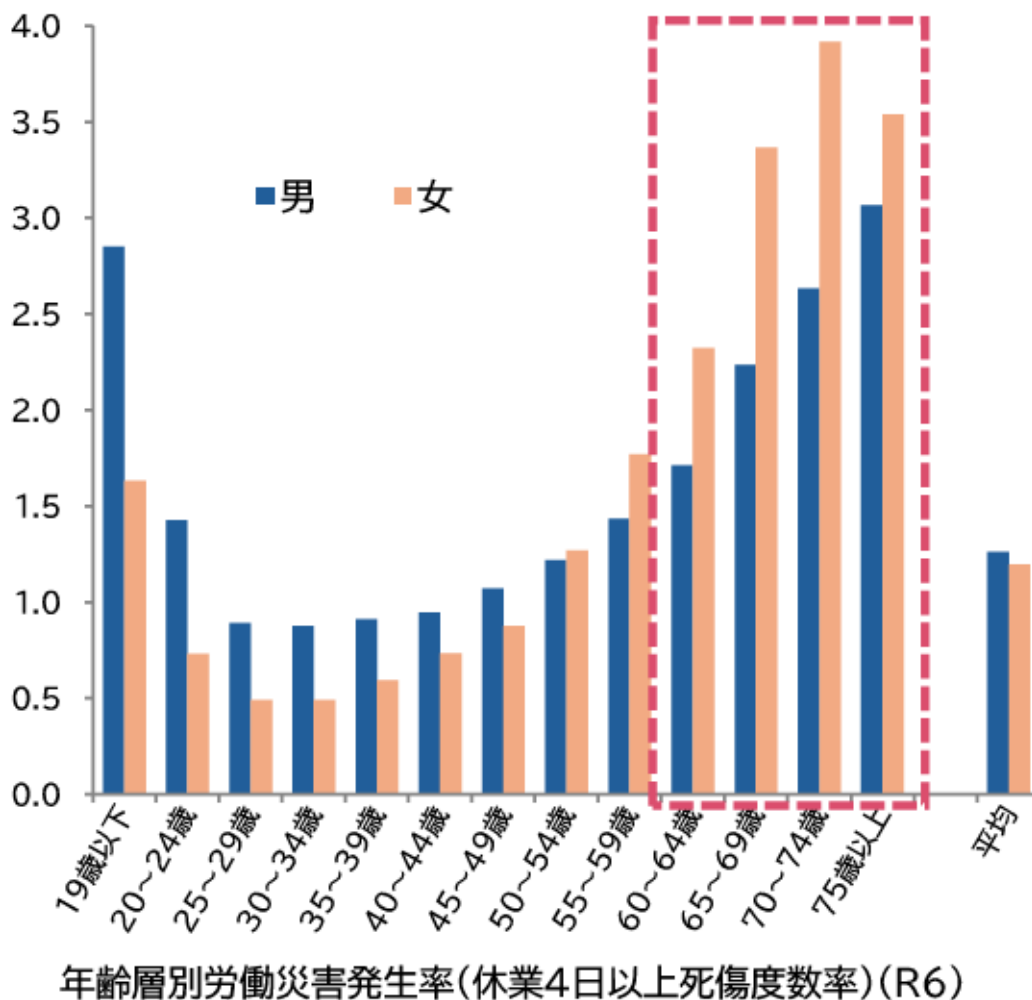
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

労働安全衛生法の主な改正点

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。

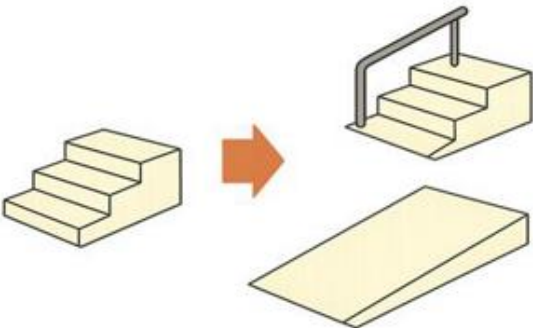
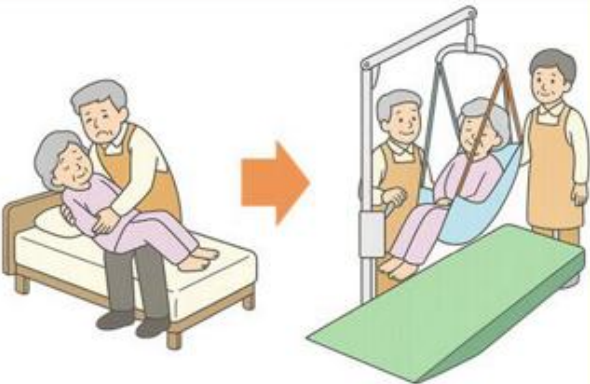
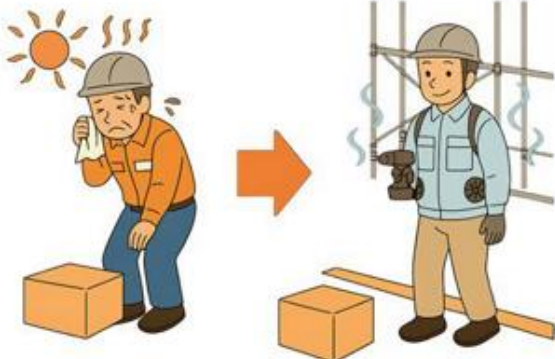


労働安全衛生法の主な改正点

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

労働安全衛生法の主な改正点

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

全ての事業主の方へ

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりょうさ

労働安全衛生法の主な改正点

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

労働安全衛生法の主な改正点

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



建設業における時間外労働の上限規制

労働時間は労働基準法によって
上限が定められており、
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、
これを延長することはできません。

労働時間の定め

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた
労働時間の限度

1日 **8** 時間および1週 **40** 時間

法律で
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の
締結・届出**

が必要です。

建設業における時間外労働の上限規制

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間（限度時間）となり、臨時的な特別の事情がなければこれを越えることができません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

※例えば時間外労働が月45時間以内に収まって、特別条項の対象にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

建設の事業のうち、災害時における復旧および復興の事業に限り、次の規定が適用されません。（労働基準法第139条第1項）

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内

※「時間外労働が年720時間以内」および「時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度」という規定は、災害時における復旧および復興の事業の場合であっても適用されます。

建設業における時間外労働の上限規制

上限規制のイメージ

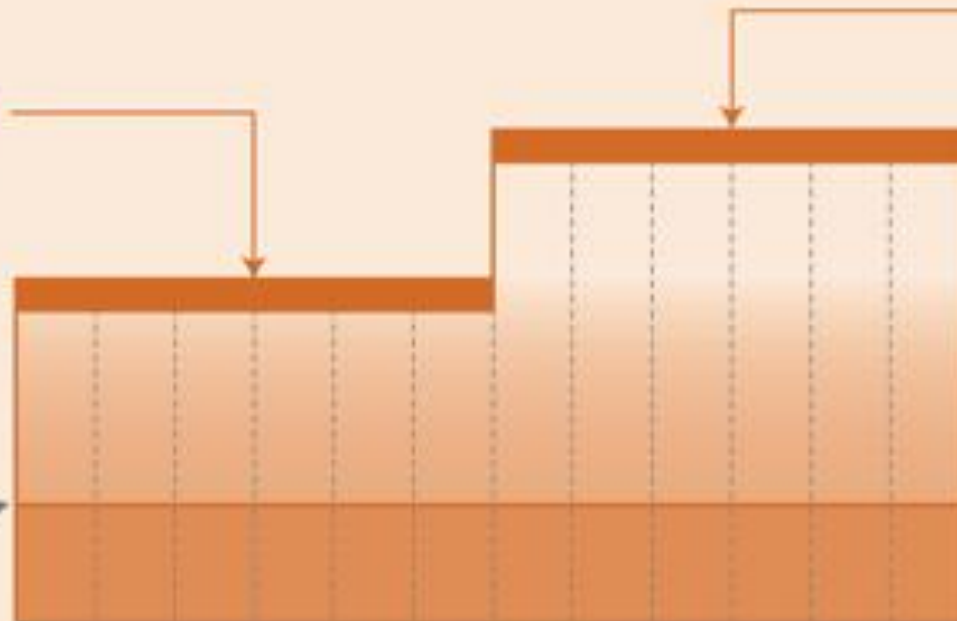
法律による上限(原則)

限度時間

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

法定労働時間

- ✓ 1日8時間
- ✓ 1週40時間



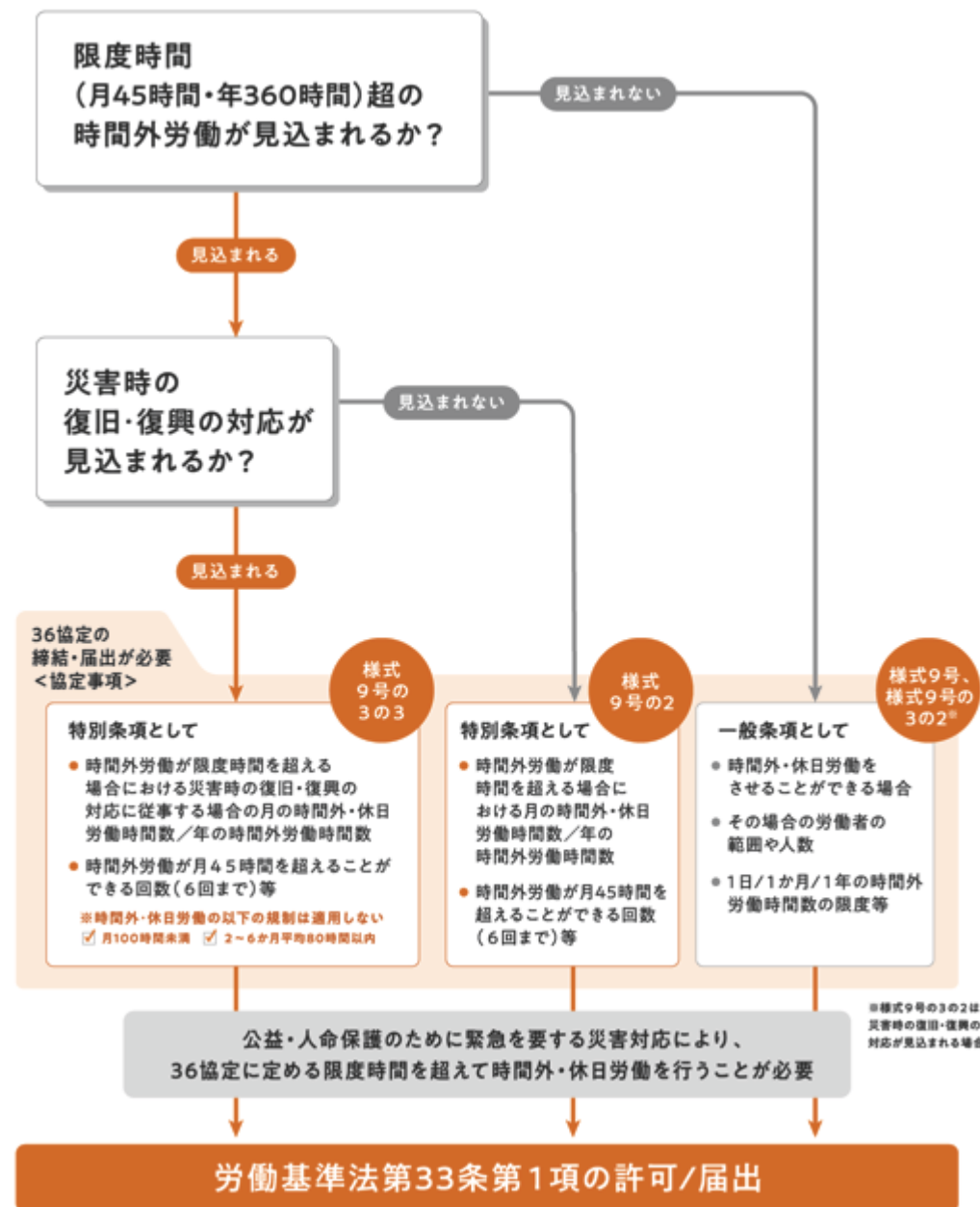
1年間 = 12か月

法律による上限 (特別条項/年6回まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 複数月平均80時間[※]
- ✓ 月100時間未満[※]

※休日労働を含む。

建設業における時間外労働の上限規制



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。
使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者を必ずしも現実に活動させていなくとも、
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

建設業における時間外労働の上限規制

「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たります。

※例えば、急な需要に備えて自宅待機を命じる場合、待機時間の自由利用が労働者に保障されていないときは労働時間に当たりますが、緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえないときは、一般的には労働時間に当たらないとされています。

○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

※例えば、次のような場合は、一般的に労働時間に当たるとされています。

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

- ①作業開始前の朝礼の時間、②作業開始前の準備体操の時間、③現場作業終了後の掃除時間

○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

- ①新規入場者教育の時間、②KYミーティングの時間